

第30回 原子燃料管理検討会 議事録

1. 日 時 平成30年9月11日(火) 13:30~18:00

2. 場 所 航空会館 502会議室

3. 出席者(敬称略, 順不同)

出席委員: 北島主査(電力中央研究所), 石崎副主査(関西電力), 平林副主査(東京電力 HD), 島本(四国電力), 吉村(日本原子力発電), 片山(原子燃料工業), 早川(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 佐藤(三菱原子燃料), 原田(中部電力), 新田(中国電力), 西嶋(九州電力), 福田(三菱重工業), 本谷(東芝エネルギーシステムズ), 安田賢(日立 GE ニュークリア・エナジー), 田島(電源開発) (計15名)

代理出席者: 阪部(北海道電力・鈴木代理), 山本(北陸電力・安田広代理), 菅間(東北電力・新井代理) (計3名)

常時参加者: 佐合(中部電力) (計1名)

オブザーバ: 狩野(東芝エネルギーシステムズ) (計1名)

事務局: 小平, 大村(日本電気協会) (計2名)

4. 配付資料

資料 30-1 第29回 原子燃料管理検討会 議事録(案)

資料 30-2-1(1) 燃料管理業務の全体像(PWR)

資料 30-2-1(2) 燃料管理業務の全体像(PWR) 新旧比較

資料 30-2-2 燃料管理業務の全体像(BWR)

資料 30-3-1 燃料管理の各段階における諸活動への要求事項(燃料設計)

資料 30-3-2 燃料管理の各段階における諸活動への要求事項(燃料取扱い)

資料 30-3-3 燃料管理の各段階における諸活動への要求事項(新燃料の受入れ・貯蔵)

資料 30-3-4 燃料管理の各段階における諸活動への要求事項(使用済燃料の貯蔵)

資料 30-3-5 燃料管理の各段階における諸活動への要求事項(使用済燃料の輸送)

資料 30-3-6 燃料管理の各段階における諸活動への要求事項(BWR 運転管理)

資料 30-3-7 燃料管理の各段階における諸活動への要求事項(PWR 運転管理)

資料 30-4 燃料体の安全性確保と検査の位置づけについての検討

資料 30-5 原子燃料管理規程 規定本文素案

資料 30-6 原子燃料管理規程(仮称) 課題・論点まとめ表

資料 30-7 「原子燃料管理規程(仮)」策定スケジュール(案)

資料 30-8 Final draft version of ISO 10979 ” Identification of fuel assemblies for nuclear power reactors”

参考資料-1 原子燃料管理検討会 委員名簿

5. 議事

会議に先立ち事務局より, 本会議において, 競争法上問題となるおそれのある話題については話

し合わないよう、出席者に協力の依頼があった。

(1) 会議定足数等の確認

事務局より代理出席者 3 名の紹介があり、主査の承認を得た。代理出席者を含めた出席委員数は 18 名で、検討会決議に必要な条件（委員総数(18 名)の 3 分の 2 以上の出席）を満たしているとの報告があった。また、オブザーバの紹介があり、主査の承認を得た。さらに、資料の確認があった。

(2) 前回議事録の確認等

事務局より資料 30-1 の前回議事録（案）の概要説明があり、一部修正の上、承認された。

- ・ P2(3)1) D14→D4。

(3) 主査の選任

北島主査の任期が満了となったため、主査の選任を行った。事務局より推薦を募ったところ、北島委員が主査候補に推薦され、異議なく、承認された。

(4) 原子燃料管理規程（仮称）について

1) 燃料管理業務の全体像（PWR）

石崎副主査より資料 30-2-1(1)及び(2)に基づき、PWR の燃料管理業務の全体像の説明があった。検討の結果、2) BWR 側のコメントと合わせて、資料を修正することとなった。

（主な説明）

- ・ 資料 30-2-1 (2) の下半分の表中のピンクマーカーが今回の変更部分である。
- ・ D1 基本設計の矢印を削除し、全てを項目とした。それに合わせて D2 詳細設計の記載も変更した。
- ・ D13 起動試験に、炉心性能確認検査を追加した。
- ・ 使用前事業者検査が入るのでそれを入れるが、記載上、定期事業者検査、社内検査、使用前事業者検査等を検査の性質やグレードで色分け等で識別することも必要かと考えている。使用前検査に関する運用要領を念頭に置く必要があり、検査名を変える必要があるかも知れない。
- ・ 評価段階のところ、C2 から矢印が出ていたが、C3 からと変更した。
- ・ D18 使用済燃料・内挿物の貯蔵の検査名は、PWR はあまり実績がないので BWR に合わせることを考える。
- ・ D2 の上の矢印の先を D1 まで延ばしておく。

（主な意見・コメント等）

- ・ 記載した検査をどうやって抽出したか。何を対象に検査としているか。
→全体の流れがあって、リリースになっているような検査を対象とした。悩ましいものは、製品検査、受入検査、装荷前検査である。原子燃料運用検討会側では、受入れ検査を装荷前検査の位置付けで扱っている電力もあるので、受入検査は調達上の検査を主体として、装荷前検査の方法としては受入れ検査で兼ねることが可能である位置づけとすることを検討している。グレードは変わるが調達に関する検査も入れている。
- 使用前、定事検等、原子燃料運用検討会の検査規程の検討状況との整合を図る必要がある。

- 検査規程での抽出は多く、内容によって解説に落とすとしている。こちらの規格よりも多い。
- 検査規程のスケジュールはこちらと同じくらいであるが、改定規程であるので、少し早く進んでいる。
- ・検査規程で本文記載の検査は、原子燃料管理規程に記載する必要がある。解説に落としてある検査は記載不要である。

2) 燃料管理業務の全体像 (BWR)

平林副主査より資料 30-2-2 に基づき、BWR の燃料管理業務の全体像の説明があった。
検討の結果、1) PWR 側のコメントと合わせて、資料を修正することとなった。

(主な説明)

- ・テキストボックスの記号 D1 等が消えているので、修正する。
- ・基本設計から安全解析の矢印は不要として削除した。過渡解析，設計基準事故解析とした。
- ・チャンネルボックス (CB) と制御棒の運搬を追加した。輸送計画と連動している。制御棒にも矢印が入る。ただし、前回検討会で制御棒は対象外とされたので削除する。暫定的に残している。
- ・PWR と同様に、評価段階の燃料等の開発は削除した。燃取設備への反映を削除した。
- ・PWR と BWR で、検査名が合っていないところであり、見直していく。

(主な意見・コメント等)

- ・A1 は、PWR と BWR で異なっている。
- 統一する方向で、記載を検討する。
- 前回、評価段階の C1 先行照射が追加され、反映段階に A1 照射実績の拡充が記載された。
- ・設計基準事故解析は限定的な表現であり、過酷事故は入らない。そこまで限定するか。
- あいまいな表現とするには事故解析とする。
- ・資料 30-2-2 はカラーページとしたい。

3) 燃料設計の要求事項

佐合常時参加者、早川委員より資料 30-3-1 に基づき、燃料設計の要求事項について説明があった。
佐合常時参加者、メーカーにて、資料を修正することとなった。

(主な説明)

- ・資料 30-3-1 は誤記を修正した程度である。黄色部分 (記載がない部分) の記載について検討した。
- ・燃料棒の閉じ込めは、出力急昇試験で確認している。学会レポートを参照するとしている。
- ・燃料棒の冷やすについては LOCA と考えた。LOCA は添付十に記載されている。
- ・スペーサの著しい損傷で、通常運転時の摩耗減肉等は設認の内容である。
- ・スペーサの著しい損傷や面積減少は、いろいろな運転状態において、スペーサに大きな負荷がかかるものではなく、該当する欄は設計メーカーによる評価となる。公開事例とは異なる。
- ・燃料集合体の曲りは BWR では CB の曲りが主である。設置許可、設認の評価ではなく、各サイクルで影響が無いか確認している項目で、設計メーカーの評価あるいは照射実績である。
- ・LOCA 時の異物では、学会でも公開ベースで纏められている。参考 3 で評価がなされている。

(主な意見・コメント等)

- ・出力急昇試験の例は、メーカでもやられているのか。
- 公開の報告書を確認していないが、トピカルレポートでも出力急昇試験は引用している。
- ・燃料棒の流路面積の大幅な減少は評価項目で応力又は歪としているが、学会技術レポートではこれは LOCA を意識して作られているのか。
- 設置許可基準規則の解釈に ECCS や RIA を引用している。原安委の ECCS 指針も合わせて引用した方が、無理がない。そうすると評価項目は PCT/ECR になる。また、燃料棒があまり膨れすぎないこと。さらに、今話題になっているのは、FFRD であると思う。
- ・原燃工さんが見て違和感はないか。
- 原燃工では、BWR は基本的にはほぼ同じである。出力急上昇試験の PCI については 1%塑性歪評価でカバーしているので、関連して記載はあるのかもしれない。照射実績で評価するところは、設認に記載、あるいは設計として事前に評価している。異物関係は良い解答がない。ここまでは調べていない。
- ・PWR であると、出力急昇試験はメーカが出している公開文献にある。また、設認にも出力急昇試験の結果を載せている。LOCA についてはメーカの LOCA 模擬試験を記載して良いかと考える。

- ・異物関係は PWR と BWR で似たような考え方になるのか。例えば、ECCS ストレーナなど。
- 異物をなくすことがメインである。BWR は保温材をメタルに変えていて解決済みである。通常時の異物を下部ノズルで捕まえる方が燃料設計としては主であり、LOCA のデブリは燃料設計では対応できない。
- ・クラッドは何を評価するのか。異物として扱うのか。
- 使っていくうちに、流路間の面積が小さくなる。
- ・通常運転時に異物に限って考えるかどうかである。メーカ共通で書けるかどうかは分からない。
- 上位に異物によるとの記載がある。そこに紐づけると少し違和感がある。
- ・異物とはクラッドではなく外から持ち込まれるものというイメージが強い。
- ・学会側では技術レポートをリバイスする予定であるが、11月に第1回が始まる。
- 技術レポート発行には3年かかる。
- 新しい知見については、検討は原子力学会でやってもらう方が良いと思う。
- ・規格では LOCA 時の異物のモードに対して、どうするかを言及する必要がある。検討中でも良い。

4) 燃料取扱いの要求事項

菅間代理委員より資料 30-3-2 に基づき、燃料取扱いの要求事項の説明があった。
検討の結果、燃料取扱いを 1 項目として記載することとなった。

(主な説明)

- ・各プロセスに横断的に出てくる燃料の取扱いについて記載した。
- ・止める、冷やす、閉じ込めるに更に未臨界を足している。

(主な意見・コメント等)

- ・要求として、止めるは必要か。
- 止めるは必要ないかと考える。
- ・熱については、燃料が溶融するまで許されるのか。
- 16条の条文である。そこまでの状況になるのは考えにくい。
- 冷却は燃料の貯蔵側で整理している。

- ・具体的にイメージした取扱いは、どの部分か。
- 資料 30-2-2 の中では、新燃料受入れ、燃料を貯蔵する際の作業で、燃料取替がこれに関わるか微妙である。また、使用済燃料になった時のプールへの貯蔵、使用済燃料プールからキャスクに入るところである。燃料をつかんで、移動させるところ全般である。
- ・燃料取扱時に、燃料交換機等を使うことは保安規定に要求がある。
- ・取扱う前に点検するというを解説に記載するのかと考える。
- ・保安規定 5 章をここに入れるのかと思う。
- 保安規定は整理されていて、運転と燃料管理の部分は明確に分かれている。資料 30-3-2 は 5 章の燃料取扱いを入れており、違和感はない。
- ・本件は、もう少し煮詰まってからが良い。
- ・保安規定では取扱いの条項はなく、貯蔵に含まれている。
- ・燃料取扱いだけで書けるか。
- 解説を頑張って書けば書けるかと考える。
- 燃料の要求事項はないという記載になる。
- 要求事項としては、使用するものを記載することとなる。
- ・当初の予定通り、燃料取扱いを一項目とする。

5) 新燃料受入・貯蔵の要求事項

菅間代理委員より資料 30-3-3 に基づき、新燃料受入れ・貯蔵の要求事項の説明があった。
検討の結果、コメントを反映する方向で、整理することとなった。

(主な説明)

- ・前回コメントを踏まえて見直した。

(主な意見・コメント等)

- ・前回、異物混入防止の件が議論されたが、燃料の要求事項ではないため反映しないか。
- 横断的な事項であり、個別に記載していない。
- ・異物管理は個別に項目を作る必要があるか。
- 貯蔵等で参考に解説に書くレベルである。
- ・回収ウランは被ばく、MOX は発熱の観点で書く必要があるか。
- ウラン燃料だけを考慮している。
- ・要求としては止める、冷やす、閉じ込めるである。被ばくは参考で入れれば良い。解説にあっても良い。

- ・ BWR の CB の組合せを入れていない。それも含めて新燃料の受入れ・貯蔵のプロセスにすると、止めるが入る。
- ・ そもそも止めるは、状態の維持ということではないか。
- 製造時に確認された燃料の健全性が、受入れで維持されていることの確認である。
- 受入れの作業を例に出すと、MOX とウランの違いが出てくる。
- MOX では作業中の安全で差があれば、明らかにした方が良い。
- ・ 保障措置、核物質防護は、差が出てくる。
- ・ 止める、冷やす、閉じ込めるをしっかりと記載する必要がある。受入時に設計が担保されていることを象徴的に章として書くべきである。受入れの意味をきちんと記載すべきである。
- ・ 公衆及び作業員の被ばくを防ぐことがレベル1にあり、作業員の安全をどこかで見る必要がある。
- 作業員の被ばくは各工程を網羅的にまとめて記載しても良い。資料 30-5 の記載を固めれば良い。
- 新燃料輸送の議論の時に、ウランを主な対象とするとしていた、MOX を入れると要求事項も上がるので、新燃料輸送の記載にも影響が出ると事務局から補足があった。
- ・ CB の装着、検査について追加する。ただし、メインではなく、解説等に記載する。

6) 使用済燃料貯蔵の要求事項

西嶋委員より資料 30-3-4 に基づき、使用済燃料貯蔵の要求事項の説明があった。

検討の結果、冷却について検討することとなった。ただし、方向としてはこのままとする。

(主な説明)

- ・ 前回議論を踏まえてシンプルに修正した。ハードに対する要求、重量物落下を削除。

(主な意見・コメント等)

- ・ 燃料と燃料体の用語は使い分けているか。
- 使い分けていない。
- 基準上、「燃料体」は炉心の燃料で、「燃料体+使用済燃料」を「燃料体等」として表現している。下欄は燃料体等と記載している。
- 全体を合わせる必要がある。ローカルに言葉を使っている場合があり得る。
- ・ レベル4で、燃料貯蔵槽で冷却の記載がないが冷却機能維持はプラント側の要求としているのか。
- ハード側の要求として、切り分けている。
- ・ ラックに貯蔵することで冷却の要求に答えていることにはならないのか。
- 冷却は保安規定上の分類では4章運転管理である。
- ・ 5章には冷却について記載していない。それは燃料でなく、設備側、運転側の要求事項である。
- 冷却系を点検で止めるあるいは止まった場合、崩壊熱を評価する。
- ・ 要求には冷やすと未臨界があるが、燃料管理は未臨界とし、冷やすは運転管理で担保とする。
- ・ 未臨界と同様、所定のラックに燃料を入れておけば、容量満杯で冷却設備は設計されている。
- ここは熟考いただきたい。方向としてはこのままとする。

7) 使用済燃料の輸送の要求事項

島本委員より資料 30-3-5 に基づき、使用済燃料の輸送の要求事項について、説明があった。

検討の結果、コメントを反映する方向で、整理することとなった。

(主な説明)

- ・前回コメントを反映して赤字修正した。

(主な意見・コメント等)

- ・工認にウラン重量，収納位置は入っているか。
→工認自体は確認していない。構内輸送の発送前検査要領書に確認項目の記載があった。SARには記載がある。工認の記載を確認することとする。
- 設計承認の要求事項と考えるので，会社によって異なることはないとする。
- 設計承認に検査項目が記載されている。それは構外輸送の容器を使う大前提である。
- ・発送前検査については何か補足しなければならない。上欄と下欄の発送前検査は違う（自主，国）。
例えば発送前検査相当とする。
- 発送前検査を必ず行うのであれば自主的であっても同じ言葉で良い。
- 構内運搬時の検査ならびに確認項目は社によって異なるが，これらは保安規定に記載し，統一されることになる。

8) 運転管理の要求事項 (BWR)

新田委員より資料 30-3-6 に基づき，BWR の運転管理の要求事項について，説明があった。
検討の結果，一度ペンディングとすることとなった。

(主な説明)

- ・運転管理について整理し，上段が停止余裕，下段が SHIPPING 検査，監視関係を整理した。

(主な意見・コメント等)

- ・上欄に停止余裕検査が分類されているが，BWR の全体像では燃料取替までとそれに伴う検査は燃料取替カテゴリで，運転管理はそれ以降に入る。停止余裕検査は今のフローであると入らない。
→資料 30-2-2，D-1 に停止余裕が含まれることになる。保安規定 4 章にも停止余裕はある。
- ・設置許可基準 15 条への紐付はどこからもってきたのか。
- ・SHIPPING 検査をもってくると，漏えいはいけないことになりかねない。
→漏えいは規則基準違反ではない。
- ・停止余裕も SHIPPING 検査も 15 条からであるが，停止余裕の上流を探すのは，技術基準から探すことが必要である。
- ・設計基準事故も要求事項だとすると，停止余裕検査以外に BWR ではスクラム曲線は設計で見ているのか。PWR ではトリップ反応度曲線は取安より上流の設計で見ている。PWR，BWR 共通で，制御棒を挿入する時間はスクラムカーブ，トリップ反応度のベースにある。したがって，その試験がマストあるいはベターか。
→スクラム反応度は，毎定検で行っている。
- それが右側の記載に入ってくる。
- ・運転管理は幅が広く難しい。

- ・上流側の設計で担保するところと検査からのものが難しい。一度ペンディングした方が良い。

9) 運転管理の要求事項 (PWR)

阪部代理委員より資料 30-3-7 に基づき、PWR の運転管理の要求事項について、説明があった。検討の結果、コメントを反映する方向で、整理することとなった。

(主な説明)

- ・レベル 2 止める、冷やす、閉じ込めるが起動試験と炉心管理である。レベル 2 放射性物質の漏えいがないことを独立させるか、止める、冷やす、閉じ込めるに含まれるとするか相談したい。

(主な意見・コメント等)

- ・放射性物質の漏えいがないことを要求として定めて良いか。
- 発電所内に閉じ込めているという理解で、閉じ込めるという要求事項で良いかと考える。
- ・BWR では関連法規が 15 条 (炉心等) だけになっている。PWR のように関連法規が反応度制御系統や原子炉停止系統とすると、停止余裕検査等につながってくるかと考える。
- PWR では停止余裕検査は起動試験で、BWR は停止中の定検で良く、ここは分かれている。
- ・放射性物質の漏えいがないこととしてしまうと逃げ道がない。保安規定があり、1%相当の炉水レベルで、事故時の被ばく評価のインプットである。JEAC4213 はそれよりもっと低い値で管理する。
- ・一番右の欄は保安規定、JEAC、指針も入れて良い。JEAC だけではカバーできない。
- ・事業者が自分たちで考えて、安全に燃料の管理ができるという規程である。そのベースは保安規定等があり、それらを全てカバーするものが規程である。
- ・レベル 4 に記載された項目はほとんどは必須でない (設計で見れている)。PWR で必須は、軸方向出力偏差、1/4 炉心出力偏差等、設計から離れた、あるいは前提条件の確認である。
- ・設計で担保できないもの、取安で担保できないものを記載するという整理をしようとしているとの理解である。
- ・行っていることは解説に書くが、要求事項は最小限に絞る。
- ・PWR のボロン 10 残存量は運転を継続する視点での管理ではないか。
- 過渡・事故時の注水で保安規定ではほう酸濃度で規定しているが、同位体濃度は必要となる。
- ・使用中の燃料で外観異常がないことが入ってくる。これは運転中にできないので定検中に行う。
- ・設計担保は、今の段階では残しておくこととする。
- ・NIS は削除して良い。

10) 燃料体の安全性確保に関する基本的な流れと検査の位置付けについての検討

福田委員より資料 30-4 に基づき、燃料体の安全性確保に関する基本的な流れと検査の位置づけについて、説明があった。

(主な説明)

- ・燃料体の安全性確保と検査の位置付けについて説明があった。PWR を例に安全解析入力算出にお

ける前提条件の例の説明があった。

(主な意見・コメント等)

- ・マストとベターを規程に反映する時、どういう使い分けをするか。
- マストのものが保安規定、定事検に載っていないければ、規程の本体に入れる等の対応になる。
- ・今回は PWR の例であるが、BWR で同様なものを作るには時間がかかるか。
- 絞り込みができれば早い、そうでないと時間がかかる。
- ・設計で担保されているが、経年変化は見ていくのか。
- 資料 30-4 の 1 枚目で、基本は設計、取安で行うが、設計評価段階でカバーしきれない要因、燃料装荷、制御棒パターンの妥当性は運用段階で評価する。
- 燃料と制御棒の外観検査で、燃料棒の性能が変わらないこととして検査を行っている。
- 炉に入った後の外観検査はマストに近い。ただし、抜取検査である。受入れ検査はベターで、製造時に見ていて、輸送等のハンドリングで変形がないことを確認していれば念のためである。
- 輸送中の荷重管理をしていれば、担保される。
- PWR は行っている。BWR はやっていない。
- それぞれ諸事情がある。BWR はエアサスであるが、一律にこうすべきというものでもない。
- ・BWR も同じような検討をした方が良いか。
- 一緒にやらないとついていけない。
- ・これが最上流の要求事項である。これが各項目のどこまで落ちていくかということである。メーカーの協力が必要で、それなりに時間がかかる。2~3 か月あればできると考える。
- ・P8 の形で見えれば良い。表等で表すと分かり易い。ここにあるような 1, 2, 3 があり、管理内容が分かれば良い。

11) 燃料管理規程の構成について

平林副主査より資料 30-5 に基づき、燃料管理規程の構成について説明があった。

検討の結果、製造、燃料取替、燃料装荷の整理表を次回までに作成することとなった。

(主な説明)

- ・要求事項の章は、燃料管理の流れを書いて、その後、BWR と PWR と個別に書くこととした。
- ・P7 からは具体的な要求事項である。斜体で担当を記載した。

(主な意見・コメント等)

- ・(1)にはレベル 4 が記載されているが、これは要求事項かと考える。
- (1)概要、(2)要求事項、(3)具体的な実施事項に何を書くか、というところは定まっていない。
- ・本規格は JEAC とするのか JEAG とするのか。
- 要求事項が 1 つでもあれば、JEAC である。要求事項が 1 つもなければ JEAG である。
- ・適用範囲で諸活動に適用するとしているが、本規程は他の規程の上位規程として作る。直接諸活動を規定するのではなく、諸活動を規定する規程を作る際を守るべきものを作成すると考えていた。
- ・これは、ガイドで良いかと考える。コードを作るために参照しなければならない。ただし、要求

事項が1つでもあれば、JEACでなければならないのであればやむを得ない。
→上位規程であることと、どういう範囲に適用するか書けば良い。

- ・執筆分担で、原燃工熊取と東海とで、PWRとBWRの分担を揃えた方が良い。
- 設計をまとめて、PWR、BWRの両方を見てもらった方が良い。
- 燃料体の設計を添付八とするか添付十とするか、添付十までであればPWRはMHIが行う必要がある。この流れであると、添付八までで、MHIが入らなくても良いかと考える。
- ・BWR設計に東芝、日立を追加し、NFI東海、東芝、日立担当とし、取り纏めを中部電力とする。

- ・製造については、まだ整理表を作っていないが、検査規程の側では整理している。
- ・運転を1社で分担するのは厳しい。あとで分担を見直しても良い。
- ・整理表が出来つつあるものは書き出せる。(1)、(2)、(3)の内容も書き直していただいて良い。
- ・燃料取替は範囲が広い。取安以外が抜けている。製造と燃料取替、燃料装荷の整理表を次回までにお願ひする。製造は検査規程のメンバーがいるので、GNF-Jと原燃工で行う。PWRの製造はMNFとして、次回までに製造の要求事項整理表をまとめる。取安以外の燃料取替は、BWRは北陸電力、PWRは関西電力担当とする。次回、抜けている整理表を検討する。

12) 論点の整理

平林副主査より資料30-6に基づき、論点整理表の説明があった。

(主な説明)

- ・IAEAのSSRは日立、NRCのSRPは東芝担当として確認する。
- ・燃料取扱いは本日の議論を踏まえて、1つの項目として整理する。

(主な意見・コメント等)

- ・用語の定義は、本文を作り始めてから、必要なものの項目だしをお願いしたい。

(5) スケジュール

平林副主査より資料30-6に基づき、スケジュールの説明があった。

- ・10/18分科会で検討状況を報告する。前回(2月)PPTで説明した資料と同様なものを準備して、メールベースで確認することとする。
- ・次回検討会：11月6日(火)

(6) ISO10979について

事務局より資料30-8に基づき、ISO10979について説明があった。

(主な説明)

- ・ISOで、FINAL DRAFTが出て、国際投票に入りそうであり、事前確認をいただきたい。
- ・国際規格案の最終案の投票に入る。国際投票が開始され次第、ISO/TC85/SC6国内対策委員長

名で、分科会長あてに検討依頼が出る。10/18の分科会で決議するかと考える。

- ISOの中身は燃料体の識別コードに使用してはいけない文字を規定している。日本とは異なるが、日本では良いという回答としている。
- 分科会幹事から、管理検討会主査，副主査，運用管理検討会主査，副主査宛てに検討が依頼されている。品質管理検討会も相手先である。前回分科会で、国際標準と異なっていて良いかという意見があり、5年後の定期改定までに検討するとの宿題になっている。幹事からどうなっているか、聞かれている。

(主な意見・コメント等)

- 海外の加工メーカーがB, F, Z等を使っていないなら、変えていかなくてはいけない。10/18に分科会があるので、燃料メーカーでは、回答できる形にしていきたい。
- 海外メーカーではISOはリファーしていないようであるが、問合せ中である。国内では製造されて炉に入っていないものがある。どの段階まで作ったものにするのか。
- 刻印を打ってしまったものについては仕方がない。
- 燃料メーカーの分科会委員は、禁止文字を守っている、守っていない等の知見をお願いしたい。

以 上